

規 則

「千曲市保養センター条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和7年6月30日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第37号

千曲市保養センター条例施行規則の一部を改正する規則

千曲市保養センター条例施行規則（平成15年千曲市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第4条に後段として次のように加える。

この場合において、市長が認める場合は、同様式に準じて指定管理者が別に定める様式を入浴券とすることができるものとする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

つるの湯 利用料金
大人（12歳以上）
円

竹林の湯 利用料金
大人（12歳以上）
円

つるの湯 利用料金
中人（6歳以上12歳未満）
円

竹林の湯 利用料金
中人（6歳以上12歳未満）
円

つるの湯 利用料金
小人（6歳未満）
円

竹林の湯 利用料金
小人（6歳未満）
円

つるの湯 利用料金（減免）
市民65歳以上・障がい者等
円

竹林の湯 利用料金（減免）
市民65歳以上・障がい者等
円

白鳥園 利用料金
大人（12歳以上）
円

白鳥園 利用料金
中人（6歳以上12歳未満）
円

白鳥園 利用料金
小人（6歳未満）
円

白鳥園 利用料金（減免）
市民65歳以上・障がい者等
円

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の千曲市保養センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係るものから適用し、施行の日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。